

## 国立大学法人室蘭工業大学 平成30年度契約監視委員会 議事概要

1. 日時：平成31年2月6日（水）13：00～14：00

2. 場所：室蘭工業大学 本部棟小会議室

3. 出席者

（委員）

委員長 増江 亜佐緒（国立大学法人室蘭工業大学 監事）

委員 岸浪 建史（国立大学法人室蘭工業大学 監事）

委員 森川 潤一（森川公認会計士事務所 公認会計士）

（説明者）

経理課長、経理課副課長、調達係長

（記録者）

監査室長

4. 議事

（1）審議案件の選定について

（2）審議

審議事項1 競争性のない随意契約における契約事由の妥当性について

審議事項2 競争入札のうち一者応札であった入札の競争性確保の妥当性について

審議事項3 その他委員会が審議を要すると認めた案件

5. 議事概要

議事（1）審議案件の抽出について

委員長から、本日の審議対象契約案件は、平成30年1月～平成30年12月までの間に行われた契約金額が500万円以上の契約7件の中から、過去の審議案件との重複等を勘案した上で3件を抽出した旨説明があった。

議事（2）審議

各審議事項について、経理課担当者が契約内容を詳細説明した後、以下のとおり委員との間で質疑応答が行われた（以下、委員から出された質問・意見を【Q】、経理課担当者回答を【A】と表記する。）

**審議事項1 競争性のない随意契約における契約事由の妥当性について**

対象契約件名：赤外線イメージ炉移設業務 一式

【Q】製造業者と相手方との間に、販売上の特約店等の契約関係があるのか。

【A】相手方は当該メーカーの代理店である。大手メーカーは、直接ユーザーとの取引は行わず、受注窓口として代理店を指定してくることが多い。

【Q】随意契約となっているのは、理由は何か。作業内容や移設対象装置が特殊なのか。

【A】理化学機器は、他の施工業者による移設作業が原因で不具合が生じた場合、メーカー保証の対象外となるため、移設作業等は当該メーカーに依頼する必要がある。

【Q】メーカーと直接契約することで、費用を安く抑えることができるのではないか。

【A】実際の移設作業を行うのはメーカーであるが、契約については、代理店を通して行うことを求めており、メーカーとの直接契約はできない。

【Q】当該機器設置場所周辺の工事期間中移動するためだけの費用だが、工事の方法を工夫するなど他の方法はなかったのか。

【A】精密機器を置いたまま工事を施工することについて、工事業者から当該機器の性能に影響を与えないことまでは保証できないと言われた。仮に故障等が発生し、新規購入しなければならないとなると非常に高額な費用が必要となるため、移設という方法を選択した。

【Q】参考見積もりが相手方のものだが、他の業者から参考見積もりをもらうことはできないのか。

【A】一般的な作業であれば可能であるが、今回のような特別な作業内容では、他の業者からの見積もりは参考にならない。

【Q】予定価格が相手方から提出された見積書に基づいていることが、意味があるのか。

【A】役務は、物品と異なり定価が存在していないため、提出された見積もり内容が適正かどうかを判断することとなる。

【Q】作業費が高額であるところ、作業内訳がわからない見積書になっている。金額の適正が判断できるよう、見積書に作業内訳を記載してもらってはどうか。

【A】検討する。

## 審議事項2 競争入札のうち一者応札であった入札の競争性確保の妥当性について

対象契約件名 : GPUワークステーション 一式

【Q】入札を公表した後、4社が仕様書を取りに来たが、応札したのは1社のみとのことであるが、応札しなかった業者から理由を聞いているか。

【A】全てではないが、聞いている。入札案件に関する対応として、メーカーは、一番最初にコンタクトしてきたディーラーに最も良い条件を提示する傾向があるため、他の業者がより安い金額を提示できなかったのだろうと理解した。

【Q】当該仕様書を満たす製品は、指定した製品しかないのか。

【A】当方で調べた限りでは、当該製品しか見当たらなかったため、当該製品名を例示として挙げた上で、「当該製品または同等品」という仕様にした。

【Q】導入後に修理等が必要になった場合は、落札者が業者として指定されるのか。

【A】先の審議案件とは異なり、当該メーカーとの取引業者は他にもいるので、落札者が指定されるとは限らない。

【Q】仕様書に特定の製品を指定せず、必要な機能だけを記載するということはしないのか。

【A】仕様だけを書く場合もある。本件の場合、教員が当該製品の特定の機能を必要としていたため、「当該製品または同等品」という書き方にした。

【Q】教員と当該メーカーとの間に、特別な関係はないのか。

【A】教員とメーカーの関係について調査することは難しいが、「当該製品または同等品」という書き方をすることで他のメーカーが参入できるので、不適切な関係性を排除できると考えている。

【Q】他大学での納入実績は調査しているのか。

【A】全国の国立大学に照会したところ、本件では納入実績があるという回答が得られている。

### 議事（2）審議③ その他委員会が審議を要すると認めた案件（競争性のない随意契約及び一者応札以外のもの）

対象契約件名： 化学実験室ドラフトチャンバー 一式

【Q】応札者3者の格付けはどうなっているか。

【A】東京の業者がA等級、札幌の業者がB等級、室蘭の業者がC等級である。

【Q】一番低い等級の業者が落札したということか。

【A】等級は前年度の売上や経常利益に基づいて省庁が決めるものであるが、室蘭に本社を置く落札者は、中小企業の規模である。3者が異なるメーカーの製品で応札しており、落札者の取扱メーカーの値引きが大きかったためである。

【Q】当該落札率は、低いのか。

【A】物品の購入額に関する落札率の基準はないため、一概に低いとは言えないが、定価との関係では値引き額が大きく低い金額となっている。

【Q】落札者は、当学に対する納入実績のある業者なのか。

【A】他にも取引のある業者である。当該メーカーの製品についても、購入実績がある。